



平成25年12月17日

各 位

会 社 名	J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名	代表取締役社長 藤澤信義
(コード番号	8 5 0 8)
(上場取引所	東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先	取 締 役 常 陸 泰 司
電 話 番 号	0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

当社子会社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社子会社である株式会社クレディア（以下、「クレディア」といいます。）に対して、平成24年9月3日付で提起された否認権の行使に関する訴訟について、平成25年12月16日、東京地方裁判所より第一審判決の言い渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該訴訟を提起された当社子会社の概要

- (1) 名 称 : 株式会社クレディア
- (2) 本店所在地 : 静岡県静岡市駿河区南町10番5号
- (3) 代 表 者 : 代表取締役社長 佐藤 友彦
- (4) 資 本 金 : 1億円
- (5) 事 業 内 容 : 個人向けローン業務・事業者向けローン業務・信用保証業務・その他業務

2. 判決のあった裁判所及び判決年月日

- (1) 裁 判 所 : 東京地方裁判所
- (2) 判決年月日 : 平成25年12月16日（判決正本送達日：平成25年12月17日）

3. 当該訴訟を提起した者

- (1) 名 称 : 破産者株式会社S F コーポレーション 破産管財人鈴木銀治郎（以下、「原告」といいます。）
- (2) 住 所 : 東京都港区新橋五丁目22番6号5階
株式会社S F コーポレーション破産管財人執務室

4. 当該訴訟の経緯及び訴訟の内容

クレディアは、平成22年2月19日に株式会社S Fコーポレーション（以下、「S F社」といいます。）に対して80億円の貸付を行い、その後、平成23年6月30日に至るまで、54億6,267万1,224円の弁済を受けました（以下、「本件弁済」といいます。）。また、当該貸付債権の担保として、S F社がその顧客に対して有していた貸付債権について譲渡担保の設定を受けております（以下、「本件担保設定行為」といいます）。

これに対して、原告は、S F社が平成22年2月1日時点で、支払不能の状態であったと考えられること、及びクレディアが平成22年3月23日から平成22年8月20日の間、S F社の親会社であったことなどから、S F社の支払不能状態について、いずれの時期においても悪意であったなどとして、本件弁済及び本件担保設定行為の否認を主張し、54億6,467万1,224円（内訳：本件弁済額合計54億6,267万1,224円、本件担保設定行為に関する価額賠償請求200万円）及び付帯する年6分の遅延損害金の支払いを求める訴えを提起してきたものであります。

5. 判決の内容（骨子）

- (1) 原告に対し、54億6,467万1,224円及びこれに対する平成24年9月12日から支払い済みまで年6分の遅延損害金を支払え。
- (2) 訴訟費用は、原告分を含め、クレディアの負担とする。

6. 今後の見通し

クレディアの主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、クレディアの主張の正当性が認められるべく、速やかに東京高等裁判所に対し控訴手続きを行う予定であります。

なお、平成26年3月期の連結業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、開示が可能となった時点で速やかに開示いたします。

以 上